

又	覽	才	此	十	ハ	道	以	キ
各	會	促	等	九	定	性	他	才
種	展	ス	語	報	英	ト	高	有
一	覧	株	注	性	祥	孫	報	レ
講	會	同	込	社	地	恢	社	ワ
習	各	ト	在	ア	ニ	ト	ア	リ
合	種	レ	諸	リ	リ	ノ	リ	
灣	産	テ	国		以	調	ニ	
留	業	ハ	体		所	和	官	
考	試	物	ノ		ハ	才	署	
元	験	産	外		其	大	性	
下	場	陳	一		本	眼	ノ	
リ	研	列	般		社	内	教	
	究	銀	産		並	ト	ヲ	
	等	商	業		教	レ	本	
	アリ	示	ノ		了	現	ト	
	或	陳	茲		ノ	在	レ	
	ハ	列	達		大	業	テ	
		銀	進			但	ラ	
		行	歩			合		

内務省

供 法 ヲ 為 サ サ リ レ カ 大 正 四 年 ニ ハ 普 通 ノ 元 ノ	二 放 下 ノ 資 金 ノ 却 合 ニ 依 リ テ 普 通 低 利 資 金 ノ	五 十 五 万 八 千 六 百 七 十 三 圓 二 十 大 正 三 年 末	三 十 二 十 三 萬 三 千 八 百 五 十 七 圓 合 計 八 十 五 百	十 五 百 三 十 一 万 四 千 八 百 十 六 圓 特 別 低 利 資 金
--	--	---	--	--

内務省

大 正 二 年 迄 ノ 貸 付 セ ル 總 額 ハ 普 通 低 利 資 金 五	各 組 合 及 市 農 工 業 者 ニ シ テ 明 治 三 十 一 年 ヨ リ	村 ノ 公 共 用 途 並 耕 地 整 理 産 業 振 興 森 林 畜 産 ノ	一 資 金 ノ 培 植 ヲ 受 ケ ル ニ ハ 道 府 縣 市 町	貸 金 ト 為 サ ル コ ト ヲ 勉 メ テ 今 日 ニ 至 レ リ 此 等
--	--	--	---	--

経費ハ	三	千	七	百	万	円	=	シ	テ	共	四	分	一	ハ	班	差
興業費ニ	振	リ	向	ケ	ラ	レ	而	モ	此	ハ	直	接	投	資	ス	ハ
ナ	モ	ノ	ニ	作	ス	レ	テ	概	テ	産	業	ノ	誘	掖	指	導
ニ	用	ヒ	ラ	ル	ハ	ナ	リ									

内務省

見	ル	ニ	歳	出	總	計	六	億	=	百	=	十	六	万	円	中	新	興
ヲ	備	シ	ケ	リ	ア	リ	兩	國	家	大	正	五	年	分	ノ	豫	算	ニ
ル	ト	共	ニ	他	ハ	之	ヲ	生	産	ノ	資	金	=	化	ス	ル	ノ	方
ル	此	増	大	セ	ル	日	債	ヲ	以	テ	一	ハ	外	債	償	還	ニ	充
田	リ	テ	邦	國	正	債	ハ	著	シ	ク	増	加	セ	ル	ヲ	以	テ	政

府縣債 二四三、〇〇〇
 郡債 三、四八、〇〇〇
 市債 一三、三三三、三三三
 町村債 五、三三、三三三

事業ハ	個人又ハ	八月十日	一月二日	気事業ニ
始	ハ		ニ	要セ
放	ハ		テ	ル
奉	ハ		凡	公債
ニ	ハ		新	現在
送	ハ		事	高
昨	ハ		業	一
ル	ハ		ニ	三
十	ハ		関	二
日	ハ		ス	四
	ハ		ル	二
	ハ		モ	六
	ハ		ノ	三
	ハ		一	七
	ハ		八	
	ハ		八	
	ハ		九	
	ハ		七	

郡	七ノ	葉	最
シ	ノ	ヲ	近
テ	横	経	ノ
大	浜	管	調
四	次	セ	査
年	福	ル	ニ
七	井	モ	依
月	久	ノ	レ
吉	田	高	ハ
日	米	知	地
ノ	ノ	縣	方
調	三	ノ	回
査	市	外	休
ニ	十	ニ	ニ
依	日	山	テ
レ	ハ	形	電
ハ	電	縣	氣
電	ノ	東	事

比	令	リ	ラ	ラ
ニ	大	大	ル	ス
テ	改	改	東	別
大	市	市	京	=
規	治	市	市	法
模	防	ハ	ハ	規
ノ	規	大	大	ヲ
下	程	火	百	制
=	=	ノ	=	定
見	依	後	年	シ
全	リ	ヲ	村	テ
十	共	取	令	治
ニ	=	テ	ノ	防
制	他	明	警	組
前	ノ	治	視	ノ
ヲ	市	四	廳	=
設	区	十	官	ト
ケ	町	四	制	ヲ
テ	格	年	=	定
ル	=	村	依	メ

一九一三

一九一四

東	十	又	防	治
京	ニ	ハ	規	防
及	テ	市	則	=
大	テ	町	ヲ	法
改	テ	相	定	規
和	テ	ノ	シ	ニ
市	テ	申	テ	テ
=	テ	請	ハ	ハ
在	テ	=	府	ハ
リ	テ	取	縣	ハ
テ	ハ	リ	知	ハ
ハ	特	設	事	府
=	=	置	職	知
此	規	ス	権	ヲ
規	則	ル	ヲ	以
=	=	ニ	テ	テ
依	依	ト	テ	テ
		ヲ	テ	テ
		得	テ	テ
		ト	テ	テ

一九一四

我國に於ける慈善救済事業

230

夕
11

7-0287

0241

第六項
我國に於ける慈惠救濟事業

慈惠救濟の事はもと貧しきを救ひ乏しきを

恤むにあり。されと救濟の方法としては徒らに

金品を恵み衣食を施さくよりも寧ろ貧窮の者

を教へ導きて生業に就かしめ徐ろに其境遇を

救濟事業
の本旨

231

改善せしむること誠
に近世に於ける慈惠
救濟の本旨とする所
なり殊に一步を進
め其未だ貧窮に
陥らざるに先たち
て之か豫防の途を
講せしむるは更に
最も善き方法なり
といはさるべから
ず

内務省

我國歴代
の仁政

188

今之を我國に視る
に賑恤救濟の制度
や其由て來る所
亦極めて遠く大化
の新政に於ても既
に班田の制を採り
しあり文武天皇
の時に亦諸國に
義倉を設くるの制
を立てられ饑饉
も札は則ち之を開
きて窮民を賑は
せり殊に推

7-0287

0243

古天皇の御世には、夙に施薬院（廢病院）悲田院等の設け
 もあり、聖武天皇の御代に至りては、更に一段
 の光彩を添へたり。是等の事業は何れも皆民を
 愛して仁を施すの聖慮に出てさるなし。降り
 て徳川氏の時に至りても、民間には五人組制度

現行救濟制度

ありて、隣保互に相扶け、救恤の事も亦相互救濟
 の首趣に頼りて、先づ隣保より之を始むると法
 とし、諸藩亦各宜しきに従ひて賑恤救濟の制を
 存せり

明治維新以後に於ては、政變に伴ふて救護を

るものを設けられしが後現今の罹災救助基金
 法に改正せられたり斯くて最近二十年間に於
 て諸般の法制次第に整頓せられ感化法精神病
 者の監護法癩瘰癧防法及び肺結核療養所法等の
 新たに設けられたるあり其の中に就き今其の

要するものありしかば先づ之が措置に関する
 規則を定め更に行旅病人取扱規則を制定せら
 る又棄兒養育米の制鰥寡孤獨癡疾者等の救助
 に関する恤救規則を定め尚凶荒豫備災害救助
 の為めに往昔の義倉制度に劬ひ備荒儲蓄法な

内務省

行法は明治三十二年(千八百九十九年)の改正に係り行旅者にして疾病に罹り救護を要する場合は市町村長に於て相當救護を加へ其費用は本人又ハ扶養義務者より辨償せしむ若し身元貧困にして辨償するの資力なきときは救護

重なるものを左に記述すべし
一 行旅病人及死亡人取扱法
行旅病人の救護及死亡人の取扱に關しては既に明治七年(西曆千八百七十四年)に於て之が規定を設けたりしが爾後數回改正を加へたり現

内務省

地府縣の負擔とす初め此辨償金は住所を有する府縣の負擔となせしも斯る行旅者に在ては住所地を決定する困難なりしが為め現今之を救護地府縣の負擔とすることに改めたるなり

(十九百十三年)

大正二年に於ける被救護人負は存の如し新たに

に	救護を受けたる者	男	六千	百三十八	名	女	千六
百	三十三	名	計	七千	七百七十一	名	死
百	三十五	名	女	五百	三十三	名	計
二	千九百	六十八	名	年	末	現	在
二	千	二百	十九	名	と	す	

内務省

一 棄兒養育米給與及恤救規則の發布

明治四年(西曆千八百七十一年)棄兒に對村々養

育米給與の制を定められ爾來同法規の下に棄

兒を救養し來り大正二年(千九百十三年)に於て

は新たに救助したる者五百四十八名年末現在

千六百十六名に對する養育費三万八千円と

而して此に對する

す其後明治七年(西曆千八百七十四年)恤救規則

發布せられ極貧にして他に扶養者なき年齢七

十歳以上の老人十三歳以下の小兒又ハ癩疾々

病の爲め産業を營むこと能はざる者に對し食

一	罹災救助基金法	一ヶ年五万円内外を出てさるに至れり大正三年千九百四年に於ては新たに救助したる者二百六十九名年末現在二千百十五名之に對する經費 <small>ハ</small> 四万七千円とす
---	---------	---

而して一ヶ年に要したる

内務省

米を以て救助するの制を定められたり之か為め國庫より支出する救助金額ハ明治四十一年千九百八年頃までは毎年二十万円を上りしむ此救助は市町村又は府縣に於ても負擔せしむるの方針を採りたるがため現今國庫支出額は
--

内務省

百九十九年の改正に係り府縣の全部又は一部
 に亘りたる災害に罹りたる者を救助するに
 して従來現金救助の制を廢し食料被服を
 給し治療を施し小屋掛を爲し及就業に要する
 資料又器具を給與すること、せり

*存貯を以て四維災救助基金を貯蓄せし
 依に之め*

改め四維災救助に對し

現行罹災救助基金法は明治三十二年(西曆千八
 實行上不備の點あり之が改正を見よに至れり
 災害に罹りたる窮民を救助すること、せしか
 年(西曆千八百八十二年)備荒儲蓄の法を設定し
 中古に於ける義倉制度の趣旨に依り明治十五

若し一府縣の災害甚大にして救助費が其府縣
 年度初の現在高百分の五を超過したるときは
 國庫貼り其超過額の三分の一を補助す此に要
 する^{救助}基金は^{前記}備荒儲蓄法に依り蓄積したるもの
 にして府縣に於て之を有す各府縣に於ける最^{基金の}

少額は五十万円とし此額に達するまでは^{地方}租税
 を以て積立つることを許し又國庫よりも補助
 すること、セリ大正四年(千九百十五年)に於け
 る總額は金四千八百四十九万円に達す
 一 感化法の制定

我邦の感化法は明治三十三年(西曆千九百年)地方税支辨の監獄費を國庫支辨に移したるの年に於て制定せらる其の後九年を経たる明治四十二年(西曆千九百九年)我^新刑法改正の實施に伴ひ感化院設立の急を要するとのあり依て同

感化法の改正を行ひ満八才以上十八才未満の者にして不良行為を為し又は不良行為を為すの虞あり且適當に親權を行ふものなく地方長官に於て入院を必要と認めたる者^及十八歳未満の者にして親權者又は後見人より入院を出

此法律に依れば各府縣は感化院を設置するの義務を有し是れ收束す

感化救済事業講習會の開催	人に達するを見る	千九百十四年十二月末日ニ於て千七百七十六	立二十九にして其の收容人負は大正三年西曆	に於ては其の數五十五を算し内公立二十六私
--------------	----------	----------------------	----------------------	----------------------

逐年其の數を増し大正三年西曆千九百十四年	定せしる爾來公私感化院の設立せらるる	補助の途を開き ^是 補て國立感化院の設置を規	收容することとし且つ感化院費に對して國庫	願し地方長官に於て其の必要を認めたる者
----------------------	--------------------	-----------------------------------	----------------------	---------------------

は各府縣に
ソレに至る

は普設並に維持に對して
而して府縣廳



開催せり會期は一ヶ月半に及び其出席者は三百四十人にして何れも地方長官の推舉に係り道府縣の官公吏宗教家篤志家救濟事業従事者及救濟事業に関する研究を為さんとする人々なりし其後毎年秋期に於て之を開き大正三年

我邦に於ける各種の救濟事業は年と共に漸次各地に其設立を見るに至り今や其事業數五百七十九を算するも其の施設經營上に於て常に新なる講究を要するものあり政府は明治四十一年千九百八年第一回感化救濟事業講習會を

之の爲め

公私を合

兩 嶺 省

千九百十四年までに七回に及び講習を受けた
るもの千百十八人に達せり

大正四年(千九百十五年)には後來東京に於て開
きしを地方に於て開くこと。し既に大阪市及

ひ仙臺市内に於て之を開催せり是れ救濟事業

従事者をして出席に便ならしむると共に斯業
に關する思想を地方に普及せしめんとするの
趣旨に出でたるものなり

大阪仙臺兩地方に於ける出席者は合計三百人
にして第一回よりの講習員を通算するときば

實に千四百十八人に達す

一 感化救済事業奨励金下付

内務省に於ては講習會を開きて斯業に關する

講習を重ねると共に他方には感化救済事業經

営者の盡力を多とし及斯業の改善發達を助成

せんか為救済團體又は事業經營者に對し奨励

金を下付せり第一回は明治四十二年(千九百九

年)にして之か下附を受けたるは七十七件なり

何れも地方長官の上申に基き更に審査を遂げ

て決定す爾來之を繼續すること大正四年(千九

内務省

り又斯業の指導奨励を目的とし明治四十一年
 男爵澁澤榮一を會長に推し官民特志者を糾合
 して中央慈善協會を組織すべしに在れり而して
 其目的を達せんかため目下機關雜誌慈善を發
 行し時々特別調査に成る報告を刊行し又講演

事務所を東京に設置せり

内務省

會を開催して救濟事業に関する意見を發表し
 兼て新思潮の紹介を試み屢斯業関係者の懇談
 會を開催し尚各地に出張して一般救濟事業を
 視察する等救濟事業相互の聯絡と指導啓發と
 に努めつゝあり

後發せしめ

出征軍人家族の救護

翻て三十七八年の戦役の際を想ふに當時に在
 りては下士兵卒家族救助令の發布せられて國
 家は従軍者の家族にして生計の困難なるもの
 に對しては生業の資料を與へ或は衣食の料を

給せしめたりされと其救助を與ふるには先づ
 隣保互に扶けしめ其力足らざる場合に於て始
 めて之を救助するの方針を執れり殊に之を戦
 時に於ける地方後援の事業に徴せし其救助の
 方法や何れも生業を得るの途なきものゝみに

對して金品を興へ又は投藥施療を為し苟くも
 其業に堪ふる者に對しては之に生業を興へ又
 は職業を紹介し一に救護を仰く者をして獨立
 自營の精神を失はざらしめんことを囑めたり
 されは此方針は常に救護の目的を達したるの

みならず進んては勤勞を促かし産業を發達せ
 しむるの導火となり之に依りて地方の副業を
 普及せしめたることも亦鮮なからず又當時民
 間に於て出征軍人をして後顧の慮なからしめ
 んことを期し全國到處に後援機關の設けられ

さりしはなかりし殊に井上松方両侯爵始め朝
 野有志は廣く資金を募集し之を財團法人とな
 して帝國軍人援護會と稱し特に政府に託して
 出征軍人家族及廢兵等援護の方法を講じ戦局
 の終了と共に之を解散し其殘餘金百二十八萬

田は北海道及各府縣に分配し永く救護の事を
 依託したり又戦時の後援機關にして引續き軍
 人遺族及廢兵の救護に従事するもの、内全國
 に關係を有するものを愛國婦人會及帝國軍人
 後援會となす前者は佐賀縣唐津の婦人故奥村

内務省

五百子なる者の熱心なる首唱に係り朝野貴紳
 の同情を得て設立せしものにして専ら婦人の
 手に依りて經營せらるゝなり五百子の出征軍
 人後援の必要を説き愛國婦人會設立の急を訴
 ふるや必ず語に繼くに涙を以てす聞く者為に

感動せざるなし彼巾幗の身を以て屢戦地の状
 況を視察し又海内を遊説して足跡到らざるな
 かりしといふ本會は事務所を東京市に置き支
 部を地方に設け今現に其所管内に於ける軍人
 遺族及廢兵の貧困者に對し各自生活の補助と



して金負を交付して救護を為し或は授産場を
 設けて自治の方法を奨励せり帝國軍人後援會
 は元軍人遺族救護義會と稱せしか明治三十九
 年今の名に改めたるものにして愛國婦人會と
 共に今現に軍人遺族及廢兵等の救護に任せり

皇室と救濟事業

我が歴代の皇室か仁慈の徳厚かりしことは歴
 史の證する所なり明治維新以後に在ては風火
 水災凶饉等非常の事あるや毎に畏くも
 聖上 皇太后
 下より内帑の金を下賜して地方罹災民を賑恤

せられ或は慈善院其他救済事業に對し屢恩賜
 金の御沙汰あり明治三十年千八百九十七年英
 照皇太后崩御の際には地方慈惠救済の資に充
 つへしとして金四十万円を下賜せられ府縣は之
 を慈惠救済資金と為し或は寄附金を募り或は

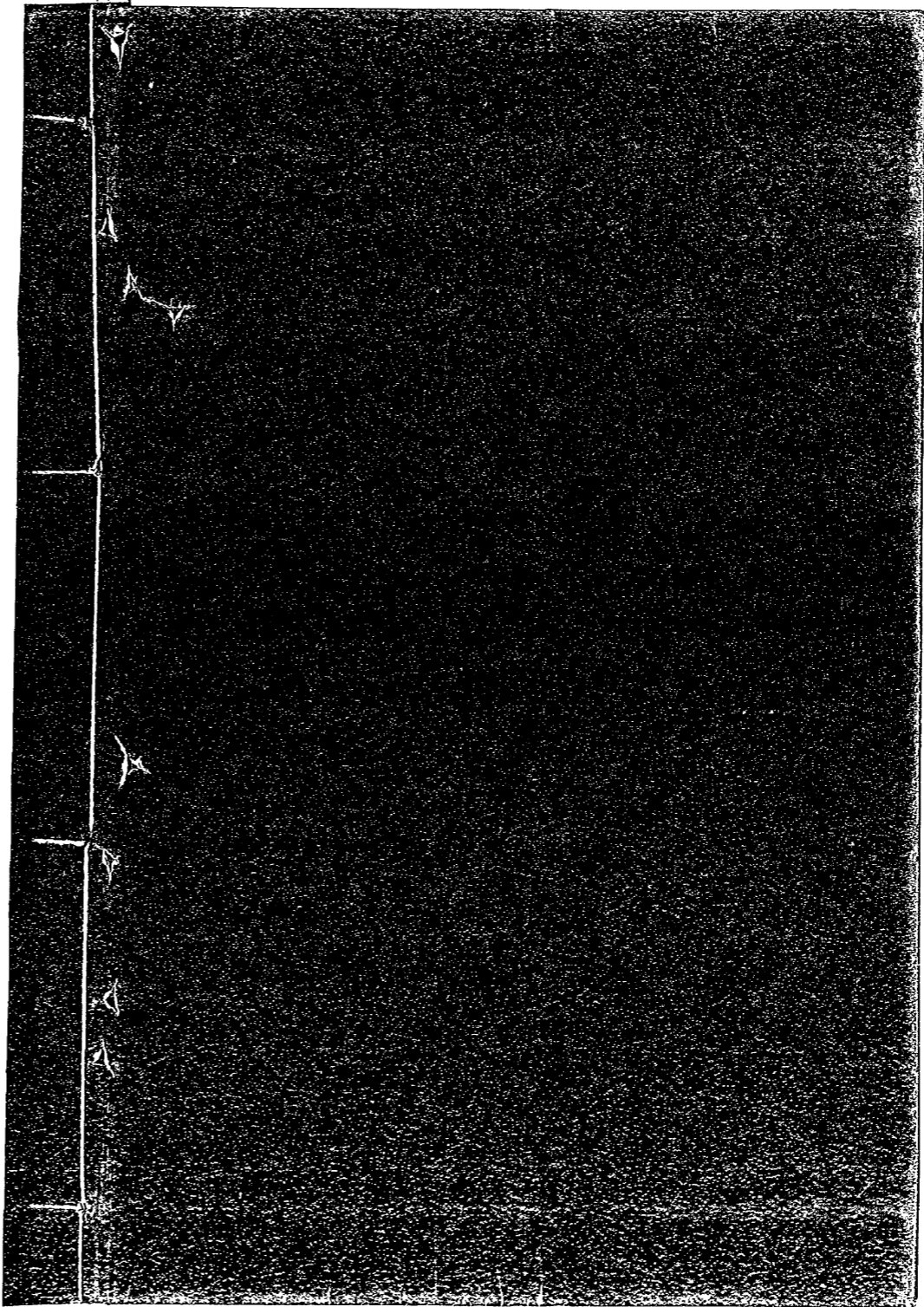
府縣税を以て積立て之より生ずる利子を以て
 感化救済事業の經費に充て或は此等の事業に
 對し補助を為せり其後大正元年千九百十二年明治天皇
 崩御の際には金百万円を又大正三年千九百十
 四年昭憲皇太后崩御の際には六十万円を下賜

せられたり以上三圓の恩賜金を合計するとき
 は今や四百八十三万圓を超ふるに至れり
 大正四年(千九百十五年)十一月御即位の大禮を
 行はせらるゝや畏くも賑恤の資として金百万
 圓を下賜せられ各地方に於ては之か運用に關

し最善の方法を盡し以て皇恩に奉答せんこと
 を期せり

聖上陛下は

此他明治四十四年(千九百十一年)には畏くも病
 て醫療の資を得かたき窮民の状況を軫念あら
 せられ施藥救療の資として金百五万圓を下



7-0287

0287